

令和7年第1回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年11月28日(金) 午後 2時00分 開会 午後 2時50分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (21名)	委員	安藤 良一	勝股 増夫
		土屋 敏子	安田 清和
		加納 富雄	足立 正之
		渡邊 美孝	大山 理晴
		鈴木 錄郎	成瀬 良美
		奥村 正子	水野 安喜
		小栗 智幸	遠山 英俊
	農地利用 最適化推進委員 (欠員1 名)	小倉 清弘	勝股 重雄
		三輪 徳夫	岩嶋 貞夫
		渡邊 俊美	板橋 仁晃
		小川 伸二	
欠席委員 (1名)		有我 俊春	
事務局	局長 伊東 範明 局長補佐 有賀 大輔 事務職員 西尾 友宏 事務職員 井田 文香		
付議事項			
議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について		
議第2号	農地法第5条の規定による許可申請について		
議第3号	非農地証明申請について		
議第4号	地籍調査における地目の変更について		
議第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項 の規定による農用地利用集積等促進計画案について		
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第1回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しております、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願ひいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないと認め、議事録署名委員は、土屋 敏子委員と勝股 重雄委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

土屋 敏子委員、説明をお願いします。

土屋委員

去る11月25日に、大山 理晴委員、小栗 智幸委員、有賀局長補佐、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては5件であります。

内容といたしましては、田4筆、畑4筆、合計面積が3,478m<sup>2</sup>であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾  
事務職員

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の5ページから10ページになります。

まずは、6ページをご覧ください。

3条—16

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

7ページをご覧ください。

3条—17

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

8 ページをご覧ください。

3 条—1 8

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

9 ページをご覧ください。

3 条—1 9

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

10 ページをご覧ください。

3 条—2 0

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見は  
ありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のと  
おり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定い  
たします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題  
といたします。

土屋 敏子委員、説明をお願いします。

土屋委員

農地法第5条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田1筆、畠1筆、合計面積が1, 051m<sup>2</sup>で  
あります。詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾  
事務職員

それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
ご説明申し上げます。

議案集の11ページから15ページになります。

まずは12ページと13ページをご覧ください。

5条—4 9

(議案書の内容を説明)

申請地は、申請地から概ね500m以内に稻津コミュニティーセンターと稻津こども園がある第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

14ページと15ページをご覧ください。

5条—50

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第二種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり相違ない旨の意見を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。

次に、議第3号「非農地証明申請について」を議題といたします。

土屋 敏子委員、説明をお願いします。

土屋委員

非農地証明申請につきましては、1件であります。

内容といしましては、畑2筆、面積が762m<sup>2</sup>であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾  
事務職員

それでは、議第3号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の16ページから19ページになります。

議案集の17ページをご覧ください。

非農地-7

(議案書の内容を説明)

18ページおよび19ページを見ていただきますと、申請地は現地写真より山林原野となっていることが確認でき、非農地として扱うことが適当と考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議長 ありがとうございました。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委員 (質問・意見無し)
- 議長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
- 議第3号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委員 (土屋委員以外 全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり証明することに決定いたします。
- 次に、議第4号「地籍調査における地目の変更について」を議題といたします。
- 事務局、説明をお願いします。
- 西尾 それでは、議第4号「地籍調査における地目の変更について」、ご説明申し上げます。
- 事務職員 20ページから31ページをご覧ください。
- これは、地籍調査地区における農用地について、登記地目が農地で、現況が農地ではない場合に、登記地目を現況に併せて変更するためには、農業委員会の承認が必要となるため、照会があるものです。
- (議案書の内容を説明)
- それぞれの筆に、対応が必要な場合は、コメントを入れておりますので、ご確認ください。
- 以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委員 (質問・意見なし)
- 議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
- 議第4号「地籍調査における地目の変更について」原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第4号は、原案のとおり承認し、瑞浪市長に報告することに決定いたします。
- 次に、議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
- 事務局、説明をお願いします。
- 井田 それでは、議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては33ページをご確認ください。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありますか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようでお諮りいたします。

議第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、計画に異議のない委員は、举手をお願いします。

委員 (全員举手)

議長 全員賛成ですので、議第5号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和　　年　　月　　日

・議　　長

・委　　員

・委　　員